（郵便省許可）　（本號八面）　明治二十四年八月十五日　（定價金二錢）

時事新報

第三千百八號　土曜日
明治廿四年八月十五日
舊曆辛卯七月十一日（癸酉）
日出午後五時　月出午後三時三十分
日入午後六時四十二分
滿潮午前午後零時八分
（西暦一千八百九十一年）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊
◎時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外二箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行　二　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を飾るより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

私立學校撲滅

政府の筋に於て常に官公立の學校に重きを置き却て民間私立の學校を輕んずるの意味あるは年來の沙汰にして今日に始まりたるに非ずれども近來の擧動を見れば益々甚しきを加ふるが如し官吏代言人又は開業醫の採用免許に關して官公立學校の學生に特典を與へたるは政府が自から養成したる學生を自から使用し又は之に職業の便を授るの手段として姑く恕す可しとするも昨今世上にて私立學校撲滅策と唱ふる文部當局者の處置の如きに至りては甚だ解す可らざるものにして世間に非常の物論あるも固より怪しむに足らず我輩は寧ろ當局者の事理に通せざるを憫笑するものあり聞く所に據れば當局の考案は各地方の公立中學校と各高等中學との聯絡を付け高等中學に入る可きものは必ず公立中學校の卒業生に限るものとして其他は一切入學を禁ずる筈なりと云ふ政府の當局者が專ら自家の學校の利益を謀るは今更珍らしからぬ事にして且つ今の官公立學校の仕組より云へば高等中學と尋常中學の聯絡を付るは強ち不當の處置にも非らざるが如くなれども其の精神に至りては當局者の爲めに甚だ取らざる所あり抑も世間の衆議に於ては夙に各地方高等中學の必要ならざるを認め既に前期の國會にても存廢の議論中僅に其運命を繋き止めたる程の不人望にして其不人望は何故と問へば第一今の高等中學あるものは高等の普通教育を授け且つ帝國大學に入る可き學生の豫備を爲すものなれども東京府下の如きは私立學校の完備なるもの甚だ少なからずして教育の點よりすれば寧ろ高等中學に優るものあるは世人の現に認むる所なり然るに高等中學に於ては實際如何なる教育を爲すにや其費用の多きは今の日本の經濟に比例して不釣合ひの甚しきものなれども其結果は私立學校に比して別に出色あるを見ず本來教育も亦一種の賣物に過ぎざれば同じ錢を授じて同じ物を得るは尚ほ可なれども國民の經濟より見れば一方は一錢の錢を費さずして相應の物を遂くるに一方は割合に高き錢を授じて結果は寧ろ佳あらずと云ふ一國の計算上に於て看過す可らざる所なり又これを事の實際に徴するに東京の第一高等中學は格別なれども其他の ものに至りては雇物の廣きと教員の多きに比し學生の數の甚だ僅少なるは一種の奇觀にして此奇觀は各地ともに大抵同一樣なりと云ふ即ち一般學生の氣風に於ても高等中學の甚だ重んぜられざるを見る可し是等の事實よりすれば高等中學の社會に不人望なるは非ずして我輩は斷然これを廢して日本の教育に差支おきのみならず一國の經濟上より云へば是非とも廢せざる可らざるの理由あるを信ずるものなり故に當局者の處置は然らずして却て反對に力を極めて保護を謀り今回の所謂撲滅策の如きも畢竟するに其奥意は此に存するものゝ如し畢竟當局者が自家の學校の賑ひのみを謀る慣手の手段として今更怪しむに足る可らず又實際に於ては官邊より如何なる手段を施せばとて民間の私立學校は容易に撲滅し得べきものに非ず獨立完全の私立學校は之が爲めに一毫を損せざるのみと明白なりと雖も我輩が其處置に取らざる所は此に非ずして彼に在り即ち私立學校の爲めに憂へずして學政當局者の爲め否な寧ろ國家教育の爲めに憂ふるものなり即ち官立の學校を保護せんとする一時の小策よりして民情の和を失ひ其情の熱して發するに至りては遂には國家永遠の爲めに大切なる學事の不利を釀すみとはおかる可きやと聊か關心に堪へず其次第を次號に陳ず可し（以下次號）

官報

○内務省訓令第十六號

警視廳　府縣　集治監　假監獄　北海道廳

監獄費及教誨師ニシテ判任待遇ヲ受クル者ノ旅費ハ左表ノ金額ヲ明治十九年（六月）閣令第十四號内國旅費規則ニ依リ支給スヘシ但地方ノ情況ニヨリ認可ヲ經テ定額ノ旅費ヲ節減スルコトヲ得

旅費	汽車賃	汽船賃	人馬賃	雇賃
金三錢	金四錢	金八錢	一里毎ニ金六十錢	一日毎ニ當リ金六十錢

本令ハ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス
明治二十四年八月十四日
内務大臣子爵品川彌二郎

○内務省訓令第十七號

北海道廳　府縣

官國幣社神職事務規則左ノ通相定ム
明治二十四年八月十四日
内務大臣子爵品川彌二郎

官國幣社神職事務規則
第一條　官國幣社神職ハ國家ノ宗祀ニ從事シ國家ノ體與ヲ代表スル篤敬タルヲ以テ常ニ國體ヲ重ンシ國典ヲ修メ躬行ヲ正シクシテ以テ本務ヲ遂スヘシ
第二條　官國幣社祭典ハ國家教化ノ標準タルヲ以テ宗教教育ト分離シ特ノ誤導ヲ排スヘシ
第三條　本法ノ施行ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム
第四條　祭祀規則ハ從來ノ儀式ヲ基本トシ其社ノ祭祭民俗因襲ノ神祭ヲ選擇シ官行フコトヲ得
但臨時祭ヲ行ハントスルトキハ地方廳及所轄警察署又ハ分署ニ屆出ヘシ
第五條　人民ノ請求ニ應シ神符神像等ヲ授クルハ妨ナシト雖トモ苟モ貪汚ノ所爲アルヘカラス
第六條　社殿及其境内ヲ清潔ニシ修造取締等常ニ意ヲ注キ舊觀ヲ失墜セス悠久ノ保存ヲ要ス
第七條　神社所誠ノ寶物什器古文書類等常ニ散失ナキ樣監督シ神社所有ノ財產ヲ管理シ金穀ヲ出納スヘシ
第八條　神社ノ財產中人民ノ寄附ニ係リ永遠ノ目的ヲ以テ僅ヘタル土地金穀ヲ變更セントスル場合ハ官國幣社ハ直ニ地方廳ノ許可ヲ得ヘシ
第九條　神社ニ委託山林アルトキハ其伐採其他山林ノ保護ニ注意シ損害ヲ來スカ如キコトナカラシムルヲ要ス
○内務省告示第三十七號
一改良便利切手　一枚
東京市赤坂區青山南町五丁目六十一番地　押見　斧八發行
右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス
明治二十四年八月十四日　内務大臣子爵品川彌二郎
○内務省告示第三十八號
一都々逸獨吉兌爲澤及澤地萃ノ部　二葉
大坂市南區九郎右衛門町七十二番屋敷平民　吉村　清助發行
右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス
明治二十四年八月十四日　内務大臣子爵品川彌二郎
○内務省告示第三十九號
一愛國誠歌大赦祝歌　一枚
愛知縣名古屋市異服町百六十七番地　若宮萬治郎發行
右出版物ハ治安ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス
明治二十四年八月十四日　内務大臣子爵品川彌二郎

雜報

○中野初子氏の談話　近頃電氣學若くは電氣事業上別に大發明を見ざれども兎に角年々歲々電信機あり電話機あり又電燈なり益々改良を加へ來て今日は已に殆んど間然すべからざるの進歩を爲したるは著しき事實なりと云ふべし殊に米國に於ては電氣事業最も盛大を見るが如く電氣鐵道の延長も實に驚くべく又地方の小都會に至る迄電燈の利用盛んに行はれ又都會に在ては市街の店々電氣を引き小器械を運轉してパン粉を挽き コーヒーを挽き煙草を刻み軟膏を動し石を切るなど種々の利用擧げて數へ難き有樣なり而して其利用を大にせんとは飽く迄望む處なれども先づ差當り我に導ひて利益の大なるべきは電氣精銅法なり現に英米獨の諸國に於ても電氣を以て銅を精製するの法行はれ孰れも專賣特許に係はるものなれども研究次第其工風固より難きにもあらず從來我邦の銅は英國市場に顯はれ再び精錬と爲り又銅線に變形して我に輸入し來たるが夫の電製法に依るときは大抵百分の九十九迄の純銅を得る趣きなれば若し一旦其工風を得ば無論之れを以て自國に電信電話用の線を作り出すべきを疑はざるなり電氣鐵道の如き或は場所に應じ敷設の必用あるべけれども元來我には人力車と云ふ自働なる交通の器械備はるものなれば今日は學者も實業者も電氣精銅法を我に導くか又其工風あるみを最も肝要なるべしと此輕歸朝せし中野學士の物語り

○人力車は軍事上の要器　兼て久しく我邦に住居せる或る外國人は頃りに我人力車の利便なるを稱し先頃英國の或る學會雜誌に其効用を述べたる論文を寄せたるが其中に於て日本の人力車は軍事上に於て甚だ重大なる關係を有すと感ずる者にて殊に尾張の折節意外の功能を顯はし道幅三四尺の處さへ通行し當時東西兩軍共彈藥を運搬するに使用し又斥候の急報もしばしあり歐洲の戰爭には人力車を以て必ず其要を感ずるの上之を具備するの必要あり

○獨逸の大醫コッホ氏、コッホ氏が肺病治療法を發明し各國共に競ふて其藥を求めれども好成績を得るみと有樣なれば氏も世に對して辭したるよし

○支那の外交官捕縛せらる　記官チェン　キトン將軍より召還せらるべき噂ありたれども其後北支那公使の許に滯留するなりしが近着の同新聞を見れば通常の罪人の辱を受けざれば天津に送致せられ親しく辨解するを許可されんとの

○激烈なるコレラ病　亞獨逸なるコレラ病發生し二日間にて八十圓に對し土屋五毛の率納稅金高は半額を賦課するなり去る十一日午後七時より警則及旅費日當支給規則を調査し夫より經費賦課法及び委員を撰擧せしに玉手弘道德太郎、前川彦十郎の五氏費支給規則を議定する事に決し

○讃岐新米の豫約賣買　大坂國嶋上郡の產出米にて當嶋の新米も漸次分の作柄を坂の玄米商と改來る十一月石六圓四十三錢の豫約賣買より一石に付十五錢落ちにて賣買を申來りしも定期米の價よしあり

○東京米況　東京廳米問屋市況は左の如し

○大坂商業會議所の經費　明年三月迄の收支豫算八十一錢一厘、支出八千百より明年三月迄の收支豫算八千百れが賦課法は同會議所會員納稅者凡そ三千九百名此所得

○游泳練習　昨年迄はコレラ病したるに從ひ此一兩年は陸軍なく爲めに夏季教習すべきし本年は寇に兵士も無病らず旁々游泳を始めんとす第一聯隊の兵營にては來の練習をおすといへり